

え、生國魂社樹などみえて、また、ハヤシサツケ準別王の舍人等の歌の詞にイツキと見えしを、私記に森也と釋せしが如きこれ也、また此事によりて、神社にしもあらねど、凡木多くしげき所をもモリなどいひしを、後人遂に木多貌也といふ義もあれば、森の字借用ひ、モリと讀む事にもなりし也、かゝるならはし、いづれの代にも多かる事なり、古の語に、神社をモリともイツキともいひし其義の如きは、既に闕けぬと見えしかど、素戔嗚神新羅の會戸茂梨ツシノモリの所にやどり給ひしと見えし、また神籙の字讀てヒモロギといふ、そのモリといひ、モロといふ、并にこれ古に神を齋祀するものを、さし云ひし所にて、また後にはハヤシなどいひしに同じき事にぞ見えたるは、モリといふものは、倭名鈔に見えず、其字日本紀にみえし所にて、世の人ふるく用ひ來りぬれば、こゝに附しぬ。

〔新野問答〕杜

杜字如被示候、森の字之意に用申候、万葉集に社字を森と用ひ候は、左様に讀來候、但萬葉は上古之物に候故、其訓斷絶候て、延喜中知る人なく候か、天曆に至て、源順押て訓を加へ候、爾來古點新點さまゝ候へども、畢竟は先づ無理讀に候、因茲彼集は證據に成候事も候、又うたがはしき事も候、社字杜の訓に用ひ候は誤にて可有之候、但古今集に、

ねぎごとをさのみき、けんやしるこそはてはなげきのもりとなるらめ

社字を杜と訓じ候事もやと、臆説ながら申試候、是非如何候半、大略社は木まげき所に候へば、森とも申べきや、韻會に周禮を引て、二十五家爲社、各樹其土所宜之木など候へば、社之字をもりと訓候は、さも有べきやとも存候、杜字を森の字意に訓候は、字書ニ説無所據よ、萬葉之社の字を誤て、杜の字に古來用ひ候誤も知るべからず、又別に子細も候歟、

〔倭訓栞前編三十三〕もり

林叢をいふ、盛の義なるべし、杜をよむは、日本紀、新撰字鏡に見えたり、杜はかつらとよみて、神地に殖るもの也、よて萬葉集に神社をよめり、神名式の神社の字まかよ